

# 「帝都の関門」 横浜の近代

高 村 直 助

## はじめに

現在フェリスのキャンパスが存在する山手も緑園も、いうまでもなく横浜市に所属している。その横浜の歴史的特徴はと問いかければ、ほとんどの人が、幕末開港によって形成された都市と答えるであろう。日本の近代都市の多くは、江戸時代の城下町という前史を持っており、また門前町や寺内町あるいは港町といった前史を持っているのに対し、確かにそれは横浜の際立った特徴であるといえよう。

開港前の横浜村は、さしたる特徴のない半農半漁の村で、一八二七（文政一〇）年編の『新編武藏国風土記稿』によれば、「民戸八十七、……東西十丁〔一丁は約一〇九米〕又は十七、八丁の処もあり、南北も大抵十八丁程なり、水田少く陸田多し、爰〔ここ〕も天水にて耕植す」とあり、村高は三四一石に過ぎなかつた。<sup>(1)</sup>それが、もっぱら幕府の都合によって開港場に選定され、一举に外国人も居住する都市に変貌したのである。

前史のない新興都市という横浜の特徴付けは、明らかな事実ではあるが、しかしそれだけでは、開港以後この都市が辿った歴史を特徴づけるには、いま一つ十分ではないように思われる。

実は、もう一昔以上前のことになるが、若い人たちと共同で『神奈川県の百年』（山川出版社、一九八四年）という本をつくりたことがあった。これは府県シリーズの一冊で、各巻の最初にプロローグとして「近代の横顔」を置いて、その府県の近代の特徴を記すことになつており、私がそれを担当することになった。そこに私が記した近代神奈川県の特徴は、「国際性」、「急成長」、「軍事性」の三つであったが、これは横浜にも通じる特徴といってよいであろう。

「国際性」についてはいうまでもないことであるが、横浜の歴史への登場自体が、一八五四（安政元）年に二度目に来日したアメリカのペリーとの和親条約の締結交渉・調印の場所に選ばれたことにあつた。この場所の設定自体が、江戸近くを求めるペリーと、なるだけ遠くにしたい幕府との妥協として行われ、いわば国際的交渉によるものであった。

都市としての「急成長」も横浜市の大きな特徴であった。一八八九（明治二二）年に市制が施行された当時、人口こそ一二万余人で市を名乗るに遜色はなかつたが、その市域は僅か五・四平方キロに過ぎなかつた。その後一九三九（昭和一四）年までの六次の市域拡張によつて、また若干は埋立地の編入もあつて、市域は四三〇・八平方キロ、六大都市では東京に次いで第二位となり、さらに近年には、人口も大阪市を抜いて第一位となり、一九八五年には三〇〇万人を突破したのである。

「軍事性」に関しては、幕末維新期に横須賀に軍港が建設され、現在においても沖縄県に次ぐ全国第二位の基地県である神奈川県について顕著であるが、横浜市も、幕末維新期の一〇年以上にわたつて山手の丘に英仏軍が駐屯したことや、現在でも、あとで述べるように多くの接收地を抱えているのである。

このように上記の三點は、横浜市にも通じる特徴であり、指摘自体は今でも正しかつたと思つてゐる。しか

し、同書の「近代の横顔」の副題として「近代日本の典型」と記したように、この三点は多かれ少なかれ近代日本の特徴でもあった。従って、近代横浜の特徴を他都市と比較して浮き上がらせるという点では、どうもすつきりしないようと思われる。もう少し個性的に、他都市との違いを打ち出せないであろうか。

そこで考えられるのが、東京に近接した「首都圏都市」という特徴づけである。これ自体も異論のないところではあるが、いうまでもなく、首都圏都市は横浜に限らない。そこで首都圏都市をさらに絞って、横浜を特徴づけてみてはどうであろうか。

首都圏都市の中には、千葉市とも浦和市とも異なる特徴は何であろうか。それは歴史的に見て、近代の横浜には首都の窓口ともいるべき港があつたことである。現代のように、国際間の移動が専ら飛行機によるようになる前には、外国との交流は船舶によっており、横浜港は首都東京と外国をつなぐ出入口であり、この点は他の首都圏都市には見られない特徴であった。

あとの史料にあるように、横浜は「帝都の関門」として意識されていたのである。「帝都」つまり元首天皇の君臨する首都の「玄関」都市という位置づけをした場合、そしてその位置づけの「光」と「影」という観点に立った場合、都市横浜の歴史的特徴が、具体的に見えてくるのではないか。

以下、「帝都の関門」という視点から、都市横浜の歴史上の大きな出来事をとらえ返してみたい。

### 一 開港場の建設と整備

一八五八年（安政五年）の日米修好通商条約によって、日本は外国との貿易を認めることになり、翌年に「神奈川」を開港することを約した。しかし、東海道の神奈川宿は往来繁多な地であり、井伊直弼大老は、ここに

外国人居留を認めた場合、内外国人間の紛争が発生することや禁制の切支丹が進入することを憂慮した。そこで、その近傍で街道から外れた横浜村に居留地を建設することにした。数年前に条約交渉地に選ばれた際、ここが港湾として良好な条件を備えていることは、すでに知っていたのである。

条約上の義務として、開港場は幕府の責任で建設された。開港の約束期限にあと百日を切ったころ、従来の海防掛に代えて前年設けられていた外国奉行達が、現地で建設計画を決定した。予算は九万二〇八九両であったが、当時の幕府の財政規模は約二〇〇万両であつたから、かなりのものであつた。<sup>(2)</sup> 村民は強制的に退去させられ、彼等の移住先はのち元町と呼ばれるようになつた。幕府は、横浜村とそれに隣接した埋立地に開港場を建設した。外国輸出入貨物を扱う東波止場は、長さ六〇間（一間は約一・八メートル）幅一〇間で、水上一丈三尺（一丈は一〇尺、一尺は約〇・三メートル）の石垣で囲われ、その上に芝土手の高さが五尺であつたという。西波止場は内国間貨物を扱つた。

開港場中央には、のちの税関に当たる運上所が設けられ、中央奥には、当時の街づくりの定番として遊女屋が設けられた。山手寄りの東側には外国人居留地、西側には日本人町がつくられ、土地を区画して希望者に貸与された。開港場への交通路として、東海道の芝生村から戸部を経由して吉田橋に至る横浜道がつくられたが、かなりの迂回路となるうえに、途中の橋六か所では、車は荷物を下ろして通過しなければならず不便であり、神奈川宿の宮の河岸からの舟運の利用がむしろ盛んであった。

自由貿易を推進する義務を負った幕府は日本商人の出店を奨励し、三井のような有力商人は出店を半ば強制された。一八五九（安政六）年七月一日（旧暦六月一日）まだ完成しない状態で横浜は開港された。当初は、外国商人は入港した船に宿泊し、昼間上陸して取引きしたが、割合に早く、土地を借りて店舗を建築するよう

になった。条約の文面にこだわって神奈川の寺などに領事館を置いた外交官達も、数年後には横浜に移り住むようになつた。

開港場内外は、外国と幕府との取決めに基づき、幕府の責任で整備されていった。例えば、一八六四（元治元）年の「横浜居留地覚書」によって、外国人墓地の拡張や遊歩道の整備が取り決められた。外国人は居留地から一〇里（一里は約四キロ）、横浜の場合は多摩川と酒匂川の間を「遊歩」することが認められていたが、遊歩道の要求とは、その範囲内に快適な散歩道をつくれということであった。外国人遊歩道は、根岸村に二年後に完成、幅二〇フィート（一フィートは約〇・三メートル）、長さ六マイルの散歩道で、途中一三か所に休憩所が設けられた。

また一八六六（慶應二）年の開港場の大火の直後に締結された「横浜居留地改造及び競馬場・墓地等約書」では、開港場中央に幅二二〇フィートの大通りを設けて外国人と日本人の居住区域を引き離すこと、居留地としての山手の解放、遊女屋を移動し跡地を公園とすること、競馬場の建設などが約束された。現在の横浜スタジアムの場所に内外国人公用の「彼我公園」が完成したのが一八七六（明治九）年になるなど、その多くは明治新政府に引き継がれて実現した。<sup>(3)</sup>

## 二 上水道整備と横浜築港

明治に入つて、貿易は益々盛んになり、居留外国人も増加していった。一八七〇（明治三）年の在日西洋人（女性を含まず）は一五八六人で、そのうち過半数の九四一人（うち英國人五一三人）が横浜に在住し、神戸・大阪は二三四人、長崎は一九六人であり、築地に居留地が開かれたとはいえ首都東京は六四人に過ぎなかつた。<sup>(4)</sup>

これらの居留西洋人、なかでも最大勢力の横浜居留地在住西洋人は、いわば日本政府の条約履行を監視する存在であつたといえよう。

明治政府は、条約上の義務という範囲を越えて、西洋人に対して日本の「文明化」を誇示する意味を含め、横浜の都市基盤の整備を国費で進めていった。それは、不平等条約の改正が国を挙げての課題となるなかで、日本の「文明化」を外国側に認知してもらうという目的を持っていた。そして、整備された設備については、居留外国人だけではなく、開港場の日本人住民も恩恵にあずかったのである。

そのような例としては、首都に先駆けての上水道の建設や、他の貿易港に先駆けての横浜港の築港事業などが挙げられるが、それを述べる前に、いわば便乗とでもいうか、開港場外についても国費利用による基盤整備が行われた例を挙げておこう。

### 1 中村貯庫への里道整備

日本国内の道路の整備は、国道や県道については政府から県に年々交付される「定額金」によることとされていたが、それ以下の里道については地元の県や住民負担というのが原則であった。しかし、居留地接続地という理由で、里道への国費支出がなされた場合があった。

現在の石川町近辺の中村には、中村揮発物貯庫が置かれており、輸入石油は一時ここで保管されていた。これは、安全な石油貯蔵所をという外国側の要請により、一八七六（明治九）年に開庫したものであった。一八七九年一〇月一〇日付けで、野村靖神奈川県令は、その貯庫に通じる里道を、「定額金」をもつて修理したいと内務卿に伺いを立てているが、その理由は次の通りであった。

従来この里道は村費で維持してきたが、貯庫建設以来「車馬並往還ノ者最モ繁ク」、さらに六月の指令で増

築中なので今後一層往来は増えるであろう。現在でも交通量の増加に連れて「道路へ破毀ヲ生シ通行ノ困難少カラス」。そしてその「往復タルヤ過半外国人ノミ」である。このままでは捨て置きがたい状況で、特に「日下道路横切り下水其他トモ数ヶ所」あり、「且ハ居留地接続之地ニモ有之体裁上ニ相関シ候間」、つまり、居留地に接近しており、このままでは外国人に対してもないので、里道ではあるが「定額金」で「小破修繕」<sup>(5)</sup>したいというのである。これに対して伊藤博文内務卿は、同月二二日付けで「聞届」けている。

## 2 上水道の建設

開港によつて外国人の来訪が増えるのに伴つて、海外から伝染病が持ち込まれることも多くなつた。なかでも特に恐れられたのが、的確な治療法がなく死亡率の高いコレラであった。全国のコレラ死者は、明治前期に一〇万人を超す年が二度もあつたが、横浜でも一八七七（明治一〇）年三九五人、七九年六三八人（全国一〇万五七八六人）、八二年は一〇一〇人、八六年は二二〇人（全国一〇万八四〇五人）に上つた。

対策として重視されたのが、不潔な水に接しないことであつた。横浜には、江戸時代に多摩川から流域の耕地灌漑用に引水していた「二力領」用水を利用し、これから分水して一八七三年に設けられた木樋水道があつたが、加圧せず自然の傾斜を利用して引水する限界から、日本人町までにしか届いていなかつた。

コレラの大流行で死者が一〇〇〇人を越えた一八八二年、横浜外国人居留民団は、六月二八日付けでパークス英國公使に次のように陳情している。

居留民は居留地に掘つた「浅井戸に全面的に依存」しているが、衛生検査官の調査で「肝腎の井戸水が下水で汚染されており、飲用に不適であることが判明」している。今回のコレラ流行時には、日本人町から舟またはバケツで水を運ぶために、月に二万円の出費を余儀なくされた。木樋水道は「日本人町の一部にまで到達し

ており、県の三田〔善太郎〕技師は、この水道の水質は良好であり、その給水量は六万人の需要を優に充たすと報告」している。同技師によれば、「適切な鉄管を使用すれば一〇フィートの高さまで水を上げる圧力がかかり、その圧力によって水は横浜区「のちの市」全域に通水可能となり、さらに木樋管使用という衛生上の危険もなくなります。また、この水圧は横浜において屢々大きな財産の損失の原因となる火災を消すために最も重要であります」。<sup>(6)</sup> この段階では、居留民は木樋水道の改良を求めていたのであった。

この少しあとの七月から、東京で列国公使を集めて条約改正予議会が開催された。それは、不平等条約改正のために井上馨外務卿が設定した予備折衝の場であった。その冒頭で、この陳情書がパーカスによつて読み上げられ、日本側の善処が求められた。在日外国人の過半が在住する横浜居留地からの要求に対し、条約改正の進展のためにも、この問題は避けて通れなくなつたのであり、井上外務卿は「清涼なる用水を得べきため適當なる所〔処〕置を必らず実施す」<sup>(7)</sup>ることを約したのである。

日本側は、パーカスに適當な外国人技師の紹介を依頼したが、たまたま香港・広東で水道の設計を終えて帰国途中のH・S・パーマー工兵中佐が紹介され、同人を神奈川県の臨時雇として調査を依頼した。この間、日本側で木樋水道の調査がなされ、部分的改良では用をなさない状況であることが分かり、殺菌処理して加圧送水する近代的上水道の建設が必要だと認識されるようになつていた。

パーマーは、多摩川水源案と相模川水源案の二案を報告し、相模川案の方がやや金額がかさむが、将来東京との水の争奪が予想される多摩川案よりも望ましいとした。

問題は一〇〇万円以上というその資金の捻出であった。最初の鉄道である新橋・横浜間鉄道の開業までの投下資金が一四六万円であったことと比較すると、その額の大きさが分かるであろう。ましてや厳しい緊縮財政

が実行されていた松方財政下のことである。

沖守固神奈川県令は、上司の内務卿への陳情だけではらちがあかないと見ると、井上外務卿に条約改正のためにも必要だとして働きかけ、井上から当時の内閣である太政官を口説かせるという手段を取った。井上は八四年七月三日付けで三条実美太政大臣宛に「横浜水道工事之義ニ付上申」を提出し、横浜水道建設は外国人に条約改正に好意を持たせるためにも不可欠の事業であり、幹線鉄道建設のために募集した中山道鉄道公債の収入金を一時流用しても工事を行うべきだと述べた。<sup>(8)</sup>

その結果、三条太政大臣は、この件を大蔵省に計つたが、これに対して一〇月二日付で松方正義大蔵卿は次のように答申した。その内容は、厳しい緊縮財政を断行中の松方にしては、ややトーンの異なるものであった。

この水道建設費については、「外国人居留地ニ係ル分ハ其部分ノ実費ヲ挙ケテ国庫ノ支弁ト為シ候儀当然ノ措置ト存候」、居留地に関する部分は対外関係上の事業であるから当然国庫負担をしなければならない。しかし、上水道は日本人町の日本人も利用することになる。

土木費など地方の基盤整備費については、明治初年には府県に対して中央政府が交付する先述の「定額金」があつたが、八〇年第四八号布告によつて廃止され、以後は原則として地方税（府県税）支弁とし、個別に一部国庫補助する場合もあるという扱いになつた。従つて、この場合も原則としては地方税負担とすべきである。しかし全体に一〇〇万円以上という巨費を分担負担するということになれば、「横浜一区民ノ能ク負担シ能ハサルヤ敢テ論ヲ俟「マ」タス」、横浜市民には到底負担能力がない。

また居留地内外で「費用ヲ分離」するのも実際には行いがたい。そこで、渋い松方としてはまことに気前が

よいのであるが、「一切政府ノ負担」つまり全額を国庫で負担しようというのである。総額を一〇〇万円とし、来年度からの四年間、年二五万円ずつ国庫から支出する。来年度の予算では、予備費が五〇万円しかない状況で、「是等巨額ノ金員支出ノ日途ハ無之候得共本件ニ付テハ別段外務卿ヨリ承了ノ趣モ有之到底大ニ外交上ノ関係モ有之最モ急施ヲ要スル事業ニ付寧口他ノ費用ハ之ヲ減スルモ本件ニ対シテハ支出セサルヘカラス<sup>(9)</sup>」。外交上極めて重要であるから、緊縮財政下の例外として、苦しいが国庫支出するというのである。

財源が確定したことで、横浜水道は相模川を水源として、ペーマーの設計と総監督のもとに建設され、一八八七（明治二〇）年に完成した。それは、首都東京の水道給水開始より一〇年以上も前のことであった。またその水道は、外国人だけではなく日本人市民にも利用されたことはいうまでもない。

### 3 大桟橋の建設（第一期築港）

開港に際して建設された横浜の波止場は、部分的改良はあつたものの、明治に入つても大きくは変わらなかつた。外国と行き来するような大型船は直接に接岸することが出来ず、人や貨物は縁によって本船と波止場の間を移動しており、人と物の移動の増大に対応できていなかつた。横浜築港の声は地元からは発しられていたが、本格的築港は東京で行うべきだという意見や、財政難という現実の前に具体化を阻まれていた。

水道建設工事が進められるなか、神奈川県は一八八六（明治一九）年ペーマーに築港計画の調査を依頼、その意見書にもとづき県は翌年から内務省に働きかけた。しかし、財政難に加えて、内務省の利水関係の御雇外国人の主流派であつたオランダ人技師が、イギリス人ペーマーに反発したことも絡んで、計画は難航した。

ここでも、事態打開の切り札になつたのは、対外関係の観点から横浜の整備を説く外務大臣の意見書であつた。八八年四月二三日付けの伊藤博文首相宛の大隈重信外務大臣の意見書は、次のように述べている。

横浜港は日本の外國貿易額の過半を占め「本邦第一ノ海港」であるが、「湾内広闊ニシテ風浪ノ遮蔽ナク亦完全ナル埠頭ノ設ナク船舶繫泊ノ不便貨物揚卸ニ困難」で、貿易増加に伴つて内外の貿易関係者が困つてゐる。開港後三〇年になるのに当時と変わらぬ港湾の状況では、「恰モ内外通商ノ門戸ニ障礙〔ガイ〕物ヲ放置」しておくようなものである。港湾の改良は通商上の急務といわねばならない。ただし、パーマーの計画では一六〇万円を要する。ところで先年、米国政府が返還してくれた下関賠金は、以後国庫で増殖を図つたため一二四万円になつており、今後二、三年で一三五万円になろう。

なお、下関賠金とは、四国連合艦隊が一八六四（元治元）年、攘夷実行と称する前年の長州藩の外國船攻撃に対する報復として、下関砲台を砲撃し、その結果幕府から取立てた賠償金を指すが、その後米国議会では賠償金取立の趣旨に疑問が出され、米国分が日本に返還されていたのであった。

さて大隈は、下関賠金をアメリカに對して有益な使途に用いることで、その「好誼」に応えるべきだと説いてゐる。「広ク内外ノ通商ヲ増進スルノ目的ニ使用スルハ帝国政府ガ德義上米国ノ政府人民ノ好誼ニ対スル適當ノ処置ナリト謂「イ」フ可シ<sup>〔10〕</sup>」。この提案は、五月八日の閣議で承認されたのである。

次いで、具体案としてパーマー案を探るか、内務省御雇オランダ人技師デレーケ案を探るかが問題になつたが、ここでも大隈外相が活躍する。

大隈は八九年一月一七日、黒田清隆首相宛意見書において、工法上の両案の優劣は議論も尽きてゐるので立ち入らないとしつつ、この件では、条約改正実現の觀点から、改正に最も消極的なイギリスへの配慮が必要であるとする。そのためにはイギリス人技師パーマーの提案の採用が、「今後外交政略上ニ於テモ得策ナリ」と説いたのである。<sup>〔11〕</sup> 黒田首相はこれを容れてパーマー案採用を決断し、工事の管理は内務省ではなく県知事が臨

時横浜築港局長となり、パーマーに監督を委ねることになった。

工事は様々な事情から遅延を重ねたが、日清戦争後の一八九六年、長さ七三〇メートル、幅二二～一七メートルの大桟橋、停泊面積約五〇〇ヘクタールを生み出した北・東水堤などを中心とする築港事業が二三五万円を要して完成し、この年、日本郵船は、横浜を起点とする欧州・北米・豪州の三遠洋航路を開設したのである。

#### 4 新港埠頭の建設（第二期築港）

このように横浜の都市施設・港湾施設は、対外的約束や外国側の意向を忖度した政府の主導で、専ら国費によって整備されていった。横浜市民はいわばその成果の消費者であったに過ぎない。

ところで第一期築港工事は完成したが、背後に新興の綿工業地帯を控えた神戸の貿易の伸長は著しいものがあつた。神戸の輸入は綿花輸入増によつて急増し、一八九三（明治二六）年には横浜輸入を凌駕し、輸出入合計でも九八年からの三年間は横浜を上回ったのである。

横浜経済界の焦慮に応えて、大蔵省税関の拡張という名目で新港埠頭の建設（第二期築港）が九九年に開始された。しかし、日露戦争による財政緊縮のためもあって、工事は埋立地造成の段階で中斷されてしまった。

事態打開を主導したのは、エール大学卒業、前第一銀行横浜支店長という経歴を持つ横浜最初の「大物」市長市原盛宏であった。市原は市会を説得して、地元一部負担による工事続行を図り、結局一九〇六年度から工事費の三分の一地元負担という条件で工事は再開された。これは、外国貿易港湾の設備整備に地元が資金負担する最初の事例になつた。新港埠頭は東洋最新の設備の整つた埠頭として一九一四（大正三）年に完成した。<sup>(12)</sup> 因みに、最近「横浜ワールド・ポーターズ」が誕生したのは、この埠頭の一部である。

### 三 開港五〇年の現実

一九〇九（明治四二）年は横浜開港五〇周年に当たり、西暦でその記念日に当たる七月一日を中心には、様々な記念事業が行われた。カナのハとマを組み合わせた市章「浜菱」が、また森林太郎（鷗外）作詞の市歌が制定されたのもこの時であった。なお開港記念日は、その後昭和になって旧暦に合わせて六月一日に変更された。

七月一日当日、当時横浜を代表する新聞で、現在の『神奈川新聞』の前身である『横浜貿易新報』は、開港記念特集号を発刊しているが、にぎやかなお祭り騒ぎを報じる一方、その二面は静かに五〇年を振り返る二つの文章を掲載している。

その一つは、元『大阪朝日新聞』『東京日日新聞』の経済記者で『都市の研究』の著者でもあり、前年から横浜市市政顧問を務めていた三宅磐の「今日の横浜と往時のグラスゴー」である。

まず開港後五〇年の横浜の急速な発展ぶりを述べ、経済活動においては、「商業的繁栄が、東京大阪の両大市場に次ぐ」ものであり、貿易においては全国輸出入の四二%を占めており、他都市が数百年にわたって成し遂げたところをわずか五〇年で達成した「成金都市」ともいえるとしている。しかしそれは「時運の恩恵」によるところが大きいのではないか、と三宅は問いかける。

ある知人の話だが、この春ナイヤガラ保勝会幹部が訪れた際、市の公園に案内してほしいといわれた。それが「市民の趣味」を知る早道だからというのであるが、知人は当惑し、貿易商原富太郎の庭園で市民にも公開されていた三溪園に案内し、このような庭園を持つ市民が多いので、まだ市の公園はないのだと言い訳したといふ。

公園に限らず、横浜の都市施設は貧弱ではないか。港湾に市が資金を投じたといつてもまだ数百万円のことではないか。「下水整理、汚物掃除、食品取締、市区改正〔都市計画〕等の施設經營に就て、幾「ほと」んど見る可きもの無きは、素より当然の事のみ、況「いわ」んや市の風教上及修飾上の施設に於てをや」。最大の貿易都市であるといつても「その実際を見れば、是れ僅かに雑然たる一の船着場のみ」、今日の横浜市に我が国の代表的都市としての「面目と氣品とは」遂に見ることが出来ないではないか。三宅の指摘は手厳しい。

なぜそうなったのか。市民が「時運の恩恵に浴し居ながら、未だ之に酬ゆる丈けの公共的任務を尽」くしていなからではないか。ひるがえって考えると、イギリスのグラスゴーも、五〇年前には特色のない都市で都市の設備も貧困であった。しかし一八七〇年に設置された衛生部を中心に、市民の協力を得て、クライド河改修には二億円の巨費を投じるなどして都市の再整備を進めた結果、最近では世界の模範都市といわれるようになつた。横浜も、今にして「無理想」「無方針」の市政から脱すれば、未来の展望が開けるであろう。

いま一つの文章は、地元一部負担による築港工事再開を主導しながら、党派争いに愛想を尽かしたのか任期中に辞職した前市長市原盛宏の談「過去の五十年将来の五十年」である。その趣旨は三宅と同一である。

過去五〇年の進歩は驚くべきものであるが、「横浜発達の順路を察するに、一に他動的である」。外国人渡来、内国人来集、政府の保護による港湾整備など、「要するに横浜人は坐して他動的繁昌を占めたのである」。しかし今後の五〇年はそうは行かない。内外の他の港湾との競争が激しいなか、「他動的を棄て、必らず自動的活動と方針」を取り、それに向かって市民が一致協力することが必要である。

このように、従来の政府まかせの都市発展が限界に至っていることが、異口同音に指摘されているのであり、「他動」から「自動」への転換が求められていたのである。その後、市政のあり方には若干の変化が見られる

が、それは街づくりのための市民の自発的活動を強めるというよりは、党派争いを棚上げすることを条件に、中央から高級官僚を市長に招くことで、政府とのつながりを強化する方向への変化であった。

#### 四 震災復興と米貨公債

一九二三（大正一二）年九月一日午前一一時五八分四四秒、震度六の激しい地震が京浜地方を襲った。マグニチュード七・九の関東大震災である。首都東京と並んで横浜の被害も甚大であった。

大桟橋は陥没し、完成間もない新港埠頭岸壁の大部分も崩壊し、地盤軟弱な旧居留地は全滅した。被害を大きくしたのは火災で、吉田橋付近の川や舟で多数の死者が出るなど、死者の九割は市内二八九か所で発生した火災によるものであった。

当時の横浜市現住人口は四四万二六〇〇人であったが、震災による罹災人口は実に四一万三四七人に上り、死者・行方不明は二万三三三五人、重軽傷一万〇二〇八人、家屋喪失三二万八六一五人、家屋破損五万〇〇八九人を数えた。<sup>(13)</sup>

##### 1 震災復興

廃墟と化した東京では、様々な噂が飛び交ったが、東京復興に見切りを付けて首都が京都に移されるのではないか、というのがその一つであった。市民の不安を打ち消す目的で、天皇の名で九月一二日に「大詔」が出された。

「抑〔ソモゾ〕モ東京ハ帝国ノ首都ニシテ政治経済ノ枢軸トナリ国民文化ノ源泉」である。「一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其旧形ヲ留メスト雖依然トシテ我国都タルノ位置ヲ失ハス」。そしていまなすべき善後策は、

この首都東京の旧態を回復するだけではなく、「進ンテ将来ノ發展ヲ図リ以テ巷衢「コウク、都市」ノ面目ヲ一新セサルヘカラス」。従つて一般国民は政府の施策に協力して「奉公」を尽くし、「興國ノ基」を固め<sup>(14)</sup>よ。

この詔書は、このように、首都が移転しないことを明らかにして、人心の動搖を防ぐことを目的にしていたのであるが、横浜市に対して波紋を投げかけることになった。つまり、東京の首都としての復興はよいとして、首都ではない横浜市は、その復興計画から閉め出されてしまうのではないかという不安である。

横浜市は九月一日、焼け残った中央職業紹介所屋上で震災後最初の市会を開催していたが、一四日の第二回市会は、この問題を論議し、次のような意見書を決議した。

「帝都の閑門にして貿易の中心地たる本市各般の復旧は」、一日も捨て置けない重大事項であり、そのためには、政府に対して八項目の援助を求めている。その総論ともいべき第一項目は、「帝都復興に関する事業中に横浜市を必ず包含せしめ復旧の策を講ぜられ度事」、つまり横浜復興も帝都復興の一環に含めよということであり、それを成り立たせる論理が「帝都の閑門」だったのである。

翌一五日渡辺勝三郎市長はじめ関係者一同は上京し、山本権兵衛首相などに陳情したが、その結果、後藤新平内務大臣からは、「帝都復興計画には横浜市を包含す。依りて其の旨を市民に伝達せらるべし」との回答を引き出した。<sup>(15)</sup>

その後、様々な経緯はあったが、結局横浜市に関わる復興復旧費は総額約二億〇七〇〇万円となつた。負担内訳は、国約一億一七〇〇万、県約九〇〇万、市約八一〇〇万円であった。<sup>(16)</sup>政府の財政規模約一〇億円の時代における一億強の国費負担をどう見るかは、意見が分かれるかもしれない。東京自体当初の計画が大幅に縮小されたのであるが、それでも東京と比較して、横浜への国費投入規模が小さかったことは事実である。

ただし神奈川県レベルで見ると、横浜市以外にも被害の大きいところがあつたのであるが、国費投入は結局基本的に横浜に限られたということも事実である。不充分ながらも多大の国費が投入された根拠は、まさに「帝都の関門」の復興にあつたといえよう。

## 2 米貨公債問題

しかし一方、この復興資金の調達は、当時の関係者が予想した以上の負担を横浜市にかぶせることになった。復興のための国庫支出が「帝都の関門」の論理がもたらした「光」の部分であったとすれば、政府依存の「影」の部分ともいえよう。

横浜市は、ただでさえ震災のため収税の見通しの立たない状況であったので、市負担分の大部分に当たる七九六三万円を借金に依存した。なかでもその約半分に当たる三九六〇万円は米国での米貨公債一九七四万ドルによつて調達したのであった。これは、横浜市が、郵便貯金を原資とする預金部資金の低利貸与を希望したのに対して、大蔵省が指導して、アメリカからドル建てで借りさせたのであるが、その後の情勢の変化により、横浜市は予想外の負担を負うことになった。

昭和恐慌の深刻化の中で、日本は金本位制を維持できなくなつて一九三一（昭和六）年末に金輸出再禁止を行つたが、その後一ドル約二円であつた円が一時は約五円にまで円安になつたこと、しかしこの円安が合理化とあいまつて綿織物などの輸出競争力を高め、そのためもあって恐慌からいち早く脱却したことは、よく知られた事実である。

しかし余り知られていないが、円安の打撃をこうむつた局面もあつたのである。ドルで返済する約束をしていた横浜市の米貨公債は、まさにその例であつた。簡単にいえば、一ドルを借りて二円返済すればよいと思つ

ていたら、円安のために五円返す必要が生じたのである。しかも利子の国庫補給を約束していた大蔵省・内務省も、財政難を理由にそれを凍結したから、ただでさえ返済を危ぶまれた事態はさらに深刻化し、円安差額や利子支払いのための国内市債が増加し、まさに借金地獄状態に陥つたのであつた。

一九四〇年時点での市債額は、同じく震災復興の負債の多い東京市が九億四一二五万円、人口一人当たり一四三円であったのに対して、横浜市は二億二六三万円で、一人当たりでは二三三一円にも達し、米貨公債は「横浜の癌」といわれたのであつた。このうち、米貨公債関係の市債元利未返済額は、先述の国内市債を含めると、何と四八八九万円と当初の借入額を上まわつていていたのである。

結局この問題は、一九四一年に一種の政治取引で解決した。政府は、利子分と為替差損分を補償し、横浜市の負担は基本的に元金の当時の円換算分だけとする、その代わりに、横浜市は、かねて東京市の熱望にもかかわらず反対していた東京港の外国貿易港としての開港を是認する、というのがその内容であつた。<sup>(17)</sup>

## 五 占領と接收

太平洋戦争は、一九四五（昭和二〇）年八月、ポツダム宣言受諾で日本の敗戦に終わつたが、占領に際して首都の玄関である横浜は、占領軍の入口になつた。

八月二〇日マニラにおいて河辺虎四郎参謀次長等全権は、占領に関する指令を受け取つて翌日帰国した。それによれば、二六日に先遣隊が厚木飛行場と東京湾に、二八日に連合国軍最高司令官が厚木に到着、海軍が横須賀付近に上陸するということであった。実際には台風のため日程は二日ずつ伸びたが、日本側は受け入れ準備に追われることになった。

一九五二年の独立回復を記念し、『神奈川新聞』は「日本の夜明け前　連合軍進駐のころを語る」と題して、当時の占領軍受入れ関係者の座談会を連載している。首都圏への占領軍進駐に関して、当時の神奈川県の幹部は、政府から「一切神奈川県で受けとめろ、東京に進駐させてはいかんという命令を受け」たという。

県の後藤内政部長と鈴木重信兵事課長は、八月二一日東京の内務省に呼び出された。そこで伝えられたのは、「横浜で敵をくいとめ、帝都へは一兵も入れぬという方針だ」という。横浜は焼けてしまっている。幸い横須賀もあることだし、県としては出来れば三浦半島で食い止める方針だ」ということであった。東京での会合には、外務省、陸海軍、商工省、鉄道省などの代表が集まり厳肅な会合であったという。海軍の参謀が、日本の例から憶測して、仲の悪い陸海軍を同じ地区に置くと混乱が起ると発言して紛糾を招く一幕もあったが、結局場所を横浜に移して、受け入れについての各省の分担を徹夜で決定したという。

「帝都の関門」のいわば「影」の役割が、つまり「帝都」を防衛する盾の役目が、ここでは横浜に期待されたのであった。

一方的願望であったが、引き留めのためには極力相手の要求を満足させなければならない。関係者の尽力は容易ならぬものがあった。将官用の住宅を用意するため、めぼしい洋風住宅を急ぎ明け渡してもらつた上、居住条件を準備することもその一つであった。「水はとまる、便所もだめ、電気もとまるという状態でしかも民間の業者も虚脱状態で協力してくれぬ。全く困ったのです」と回想している。

また、米軍宿舎用のベッドの用意も要求されていた。当時は一般の住宅ではベッドは使われていなかつたので、「関東近県の国立病院へ県の職員が行って貨車積みまでやって、ベッドを集めた。ところが折角集めたのに全部寸法が合わないというので放り出され比島「フィリピン」のキャンプで使っていたものを使うという笑

えぬ喜劇」もあつたという。<sup>(18)</sup>

しかし、涙ぐましい努力にも関わらず、マッカーサーとGHQは程なく東京に移動し、皇居ぎわの第一生命ビルに陣取ることになった。ただし、占領軍の主力は首都に近接した横浜に居続け、日本郵船ビルに米国第八軍司令部が置かれ、横浜の接收は広範囲にわたつた。

横浜市の接收地面積は、占領開始一年後の一九四六年九月末現在、九二三ヘクタールで全市面積の二・三%であつたが、接收は中区、神奈川区、西区といった中心部に集中しており、中区面積の實に三四・六%、神奈川区の一四・四%、西区の一三・三%を占めていた。また接收建物は、住宅一二〇、ビル一一七、工場三九など三六三であつた。<sup>(19)</sup>

そして実は、余り知られていないが、最近においても横浜市の接收面積は相当の規模に達している。一九九八(平成一〇)年度末現在、接收地延べ面積一六二一ヘクタールに対する未解除面積は五二九ヘクタールで、接收解除率は六七・三%、接收建物延べ面積一一四ヘクタールに対する未解除面積は二〇ヘクタールで、接收解除率は八二・五%となつてている。また接收施設は、根岸住宅地区、池子住宅地区、神奈川ミルク・プラント、富岡倉庫地区、小柴貯油施設、鶴見貯油施設、横浜ノース・ドック(瑞穂埠頭)、深谷通信所、上瀬谷通信施設など九か所である。<sup>(20)</sup>

### おわりに

横浜を「帝都の関門」と位置づける視点から、横浜市の歴史において重要な意味を持ついくつかの事実や事業を検討してきた。その内容については繰り返さないが、このような視点を設定することで、近代の都市横浜

の特徴は、「帝都の関門」であるが故の「光」と「影」として、浮き彫りになつたとはいえないであろうか。

この特徴づけが一応有効であったとして、それはいつの時期まで有効性を持つのであろうか。

この議論の前提是、横浜港が首都の玄関、出入口であるということであった。しかし現代においての首都の玄関とは、具体的には新東京国際空港であり、また羽田空港であるということであつた。横浜港は、時たま豪華客船入港で話題になるだけで、貨物の輸出入における位置も昔日に及ぶ由もない。

それでは現代都市横浜は、どのような特徴を持つようになつてているのであらうか。これまで述べたような位置づけにこだわつていては、結局首都の「玄関」都市から一般的な「首都圏」都市になつて行かざるを得ないであろう。

将来に向けて、「ゆめはま」とか「みなとみらい」といった言葉が提唱されているが、その内容はいささか漠然としている。しかし「他動的」というべきか、「ヨコハマ」のイメージは国際的にも国内的にも大変良好である。原爆投下地ではないのに、横浜が国際機関から広島・長崎に次いで「ピースメッセンジャー」都市に指定されたことや、自動車の「横浜」ナンバーがうらやましがられるといったことは、そのほんの一例である。二一世紀に横浜はどのような都市であるべきか、それについて具体的な提案を出来る準備はないが、これまで見てきた近代の横浜の歴史を考えるとき、それが市民の「自動的」な動きを基礎に置いたものでなければならぬことだけは、確かだと考えられる。

註（1）蘆田伊人編『新編武藏國風土記稿』復刻第四卷（雄山閣、一九七二年）八〇～八一頁。

（2）『横浜市史』第一巻（一九五九年）第一編第三章第一節。

- (3) 同前、第四編第三章。
- (4) 『横浜市史』第三卷下（一九六三年）八一九頁。
- (5) 『神奈川県史料』第二卷（神奈川県立図書館、一九六五年）四六八頁。
- (6) 橋口次郎編訳『横浜水道資料集——一八六一～九七』（横浜開港資料館、一九八七年）八六～八七頁。
- (7) 日本学術振興会編『条約改正関係 日本外交文書』別冊会議録（日本国際連合協会、一九四八年）二七一～二七三頁。
- (8) 「神奈川県横浜市街並外国人居留地水道布設ノ件」（明治十七年公文録 内務省十月第二回 国立公文書館所蔵）。
- (9) 同前、高村直助「氣前のよい松方大蔵卿」（東京大学日本史学研究室紀要 創刊号、一九九七年）。
- (10) 「横浜港改築ノ件請議」（『神奈川県史 資料編』18、一九七五年）九四三～九四五頁。
- (11) 「パーマー築港計画案採択請議」（同前）九七三～九七四頁。
- (12) 『横浜市史』第四卷下（一九六八年）第三編第四章第四節。
- (13) 『神奈川県史 資料編』21（一九八二年）六二七頁。
- (14) 『新聞集録大正史』第一卷（大正出版、一九七八年）三六九頁。
- (15) 横浜市『横浜復興誌』第一編（一九三二年）一七四頁。
- (16) 『横浜市史』第五卷下（一九七五年）第一〇編第二章第三節。
- (17) 『横浜市史II』第一卷下（一九九六年）第四編第一章第二節。
- (18) 『神奈川新聞』一九五二年四月二九日。
- (19) 横浜市・横浜の空襲を記録する会編『横浜の空襲と戦災』5（一九七七年）七七～八一頁。
- (20) 横浜市市民局市民情報課『市政概要』一九九八年版、四一～四三頁。